

日 時：令和 7 年(2025 年) 6 月 27 日(金) 14：00～
場 所：横須賀市役所消防局庁舎 3 階 消防第 3 会議室

第 20 回 横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会

1 開 会

2 議 事

議題（１）「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」の見直しについて

議題（２）「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の見直しについて

3 その他

4 閉 会

■送付資料

- ・ 第 20 回 横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会 会議次第
- ・ 資料 1 部会委員名簿
- ・ 資料 2 事務局職員名簿
- ・ 資料 3 横須賀市環境審議会規則
- ・ 資料 4 横須賀市環境審議会傍聴実施要領
- ・ 資料 5 「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」の見直しについて
- ・ 資料 6 「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の見直しについて

横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会委員名簿

	氏 名	区 分	役職等
1	いま い とし ため 今 井 利 為	学 識 経 験 者 (水産学)	公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事
2	お ぼら しん じ 小 原 信 治	市 民	公募委員
3	かわく ぼ しゅん 川久保 俊	学 識 経 験 者 (環境工学)	慶應義塾大学准教授
4	かわ な まさ たか 川 名 優 孝	学 識 経 験 者 (エネルギー・環境)	東京海洋大学産学官連携研究員
5	き もと かず お 木 本 一 雄	市 民 団 体	横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長
6	さ と う ひろし 佐 藤 廣	事 業 者 (商工業)	横須賀商工会議所 産業・地域活性課課長
7	こ すげ きみ あき 小 菅 君 明	事 業 者 (漁 業)	横須賀市東部漁業協同組合組合長
8	☆ まつ もと やす お 松 本 安 生	学 識 経 験 者 (住民参加)	神奈川大学教授

☆：部会長

横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会 事務局職員名簿

[事務局職員]

所 属	役 職	氏 名
経営企画部都市戦略課 (ゼロカーボン推進担当)	課 長	佐 野 良 介
同 上	主 査	八 木 宏 道
同 上	主 任	相 澤 優 輝
同 上	担 当 者	江 南 司

○横須賀市環境審議会規則

平成8年7月25日規則第47号
改正 平成23年4月1日規則第7号
平成24年3月30日規則第7号
令和元年9月25日規則第23号

横須賀市環境審議会規則を次のように定める。

横須賀市環境審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市環境審議会(以下「審議会」という。)の運営については、環境基本条例(平成8年横須賀市条例第26号)に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員)

第2条 委員は、市民、事業者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24規則7・一部改正)

(委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平23規則7・一部改正)

(部会)

第5条 部会は、委員長が指名する委員10人以内をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会の委員が互選する。

3 部会長は、部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第3条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

(平23規則7・全改、令元規則23・一部改正)

(専門委員)

第6条 専門委員は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 専門委員の任期は、担当する特別の事項の調査研究の期間とする。

(平23規則7・追加)

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

(平23規則7・旧第6条繰下)

附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日規則第23号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

横須賀市環境審議会傍聴実施要領

- 1 この要領は、横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合により、審議会委員の総意によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者の定員は原則として 10 人以内とする。
- なお、開会時刻 10 分前の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また、定員に達しない場合は、審議会閉会時まで先着順に受け付ける。
- 4 傍聴希望者は、事務局から傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には事務局に返還する。
- 5 傍聴者による写真、ビデオ等の撮影、録音はできない。
- 6 傍聴者が次の事項を遵守せず、かつ、委員長の指示に従わない場合には、傍聴の許可を取り消すことができる。
- （1）審議会委員の発言に対し、拍手やその他の方法で賛否を表明しないこと。
- （2）話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
- （3）はちまき、腕章などをして示威的行為をしないこと。
- （4）病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外は、コート、マフラーなどを着用しないこと。
- （5）飲食、喫煙をしないこと。
- （6）委員長の許可を得たとき以外は、メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。
- （7）むやみに席を離れないこと。
- （8）その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。
- 7 本要領の規定は、部会において準用する。
- 8 審議会の傍聴の実施に関する事務は、環境部環境政策課が行う。

[傍聴章]

No.	環境審議会	
傍	聴	章

第20回 横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会

「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」 の見直しについて

令和7年 6 月27日（金）

経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当

目次

1. 前回の会議で事務局からお示した内容
2. 前回の会議でいただいたご意見
3. 条例見直し（修正案）
4. ご意見をいただきたい事項
5. 今後のスケジュール

1. 【前回】事務局からお示した内容

(1) 見直しの内容について

- 理念条例の位置付けを維持する。
- 建築物省エネ法の「再エネ促進区域制度」を活用することとした場合でも、本条例に建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定めることはなじまない。
- 建築物省エネ法の改正等により、省エネ基準への適合が義務付けられるほか、今後も国が主導し、省エネ基準を引き上げることが予定されており、建築物に由来する排出量削減の重要性は高まりを見せている。



条例制定時から、住宅や建築物を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、省エネに関する条文に建築物に特化した方針を追記する条例改正を行う

1. 【前回】事務局からお示した内容

(1) 見直しの内容について

- 以下の改正素案を基に、ご意見をいただいた。

(エネルギーの使用の合理化)

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。)を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) エネルギーの消費量がより少ない電気、ガスその他のエネルギーに係るエネルギー消費機器の優先的な購入を促進するための施策
- (2) エネルギー消費機器及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴うエネルギーの消費量を抑制するための施策
- (3) エネルギー消費量がより少ない役務を優先的に利用するための施策
- (4) 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を設定し、当該目標を達成するための取組みを推進するための仕組みをいう。)を事業者に普及させるための施策
- (5) 建築物に由来するエネルギー消費量を抑制するための施策

新

2. 【前回】いただいたご意見

(2) 部会で出た主なご意見等

- 改正素案に対し、違和感、唐突な印象を持つ。
- その一因は、条例において、民生部門や産業部門、運輸部門といった分野の整理ができていないことが挙げられる。
- 「建築物に由来する」という表現は、目立ちすぎている。
- 総論として、「建築物に由来するエネルギー消費量を抑制する」という主旨を条例に追加すること自体は、反対意見なし。



前回の部会において、いただいたご意見を踏まえ、

- ・ § 12及び § 13の「見出し」の修正を行う
- ・ § 12へ建築物に関する規定を追記する

3. 条例見直し（修正案）

（１）「見出し」の修正について

- 建築物に関する規定を新たに盛り込むにあたり、民生部門や産業部門、運輸部門といった分野を整理し、条文整備を行う。

【現在】

（エネルギーの使用の合理化）

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化（一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。）を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

※中略(1)～(4)

（移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減）

第13条 市は、移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

※中略(1)～(4)

【修正案】

（**民生部門・産業部門における**エネルギーの使用の合理化）

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化（一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。）を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

※中略(1)～(4)

（**運輸部門におけるエネルギー使用の合理化**）

第13条 市は、移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

※中略(1)～(4)

3. 条例見直し（修正案）

（１）「見出し」の修正について

➤ § 12

【現在】

（エネルギーの使用の合理化）

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化（一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。）を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) エネルギーの消費量がより少ない電気、ガスその他のエネルギーに係るエネルギー消費 機器の優先的な購入を促進するための施策
- (2) エネルギー消費機器及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴うエネルギーの消費量を抑制するための施策
- (3) エネルギー消費量がより少ない役務を優先的に利用するための施策
- (4) 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を設定し、当該目標を達成するための取組みを推進するための仕組みをいう。)を事業者に普及させるための施策

【修正案】

（**民生部門・産業部門における**エネルギーの使用の合理化）

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化（一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。）を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) エネルギーの消費量がより少ない電気、ガスその他のエネルギーに係るエネルギー消費 機器の優先的な購入を促進するための施策
- (2) エネルギー消費機器及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴うエネルギーの消費量を抑制するための施策
- (3) エネルギー消費量がより少ない役務を優先的に利用するための施策
- (4) 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を設定し、当該目標を達成するための取組みを推進するための仕組みをいう。)を事業者に普及させるための施策

3. 条例見直し（修正案）

（１）「見出し」の修正について

➤ § 13

【現在】

（移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減）

第13条 市は、移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- （１）自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を使用する者の公共交通機関、自転車及び徒歩その他温室効果ガスの排出量の削減に資する移動手段の利用への転換を促進するための施策
- （２）温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出量が相当程度少ない自動車等の導入を促進するための施策
- （３）電動車等（電気を全部又は一部の動力源とし、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車等をいう。）にエネルギーを供給する設備の設置を促進するための施策
- （４）自動車等を使用する者が環境に配慮した運転を行うことを促進するための施策

【修正案】

（運輸部門におけるエネルギー使用の合理化）

第13条 市は、移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- （１）自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を使用する者の公共交通機関、自転車及び徒歩その他温室効果ガスの排出量の削減に資する移動手段の利用への転換を促進するための施策
- （２）温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出量が相当程度少ない自動車等の導入を促進するための施策
- （３）電動車等（電気を全部又は一部の動力源とし、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車等をいう。）にエネルギーを供給する設備の設置を促進するための施策
- （４）自動車等を使用する者が環境に配慮した運転を行うことを促進するための施策

3. 条例見直し（修正案）

（２）「建築物」にかかる表現について

- 改正素案の表現を修正し、他の条文との整合を図る。

【修正案】

（民生部門・産業部門におけるエネルギーの使用の合理化）

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化（一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。）を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) エネルギーの消費量がより少ない電気、ガスその他のエネルギーに係るエネルギー消費機器の優先的な購入を促進するための施策
- (2) エネルギー消費機器及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴うエネルギーの消費量を抑制するための施策
- (3) エネルギー消費量がより少ない役務を優先的に利用するための施策
- (4) 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を設定し、当該目標を達成するための取組みを推進するための仕組みをいう。)を事業者に普及させるための施策
- (5) 住宅、事務所、工場、その他の建築物及びその付帯設備のエネルギー消費量を抑制するための施策

4. ご意見をいただきたい事項

➤ ご意見をいただきたい事項は、以下のとおり

●条例の改正（見直し）理由について

●関係する条文の「見出し」の修正について

●新規追加した条項の「建築物」にかかる表現について



条例改正の主旨及び条例改正の内容について、ご確認いただき、条例改正案（＝パブリックコメント案）とします。

5. 今後のスケジュール（予定）

令和7年度	令和7年8月上旬	● 第21回温暖化対策推進部会
	令和7年8月25日	● 第85回環境審議会
	令和7年10月	● 第86回環境審議会 ◇ パブリック・コメント（PC）手続
	令和7年12月	● 第87回環境審議会（答申） PC手続結果報告、条例見直し最終案
	令和8年3月	◇ 市議会への報告
令和8年度	令和8年4月	◇ 条例施行

第20回 横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会

「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」
の見直しについて

令和7年 6 月27日（金）

経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当

目次

1. 促進区域（温対法）の設定について
2. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について
3. 指標・取り組みの見直しについて
4. 区域施策編における削減目標について
5. 今後のスケジュール

1. 促進区域（温対法）の設定について

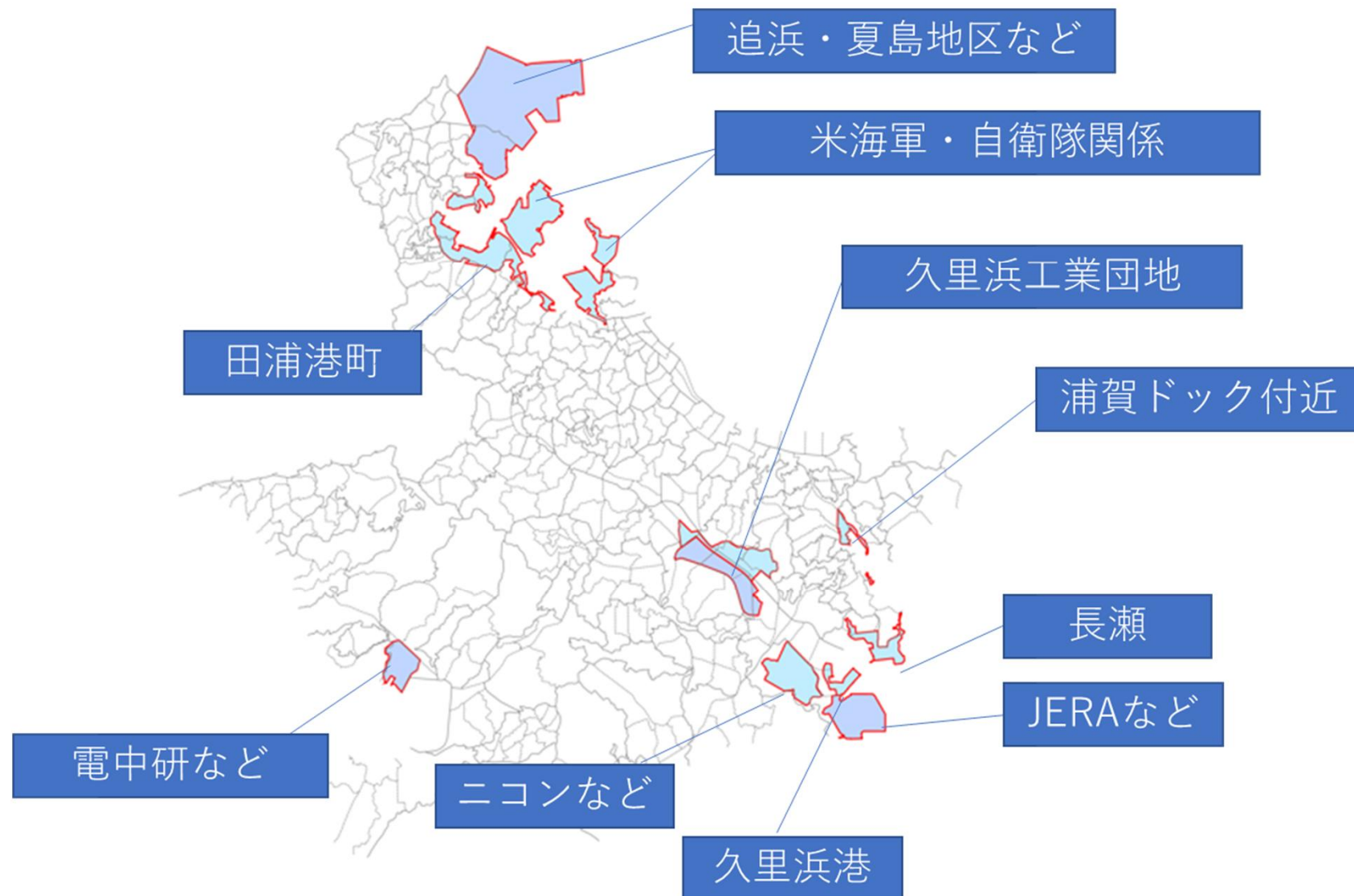
（1）【前回】事務局からお示した内容

- 本市において、事業者がメガソーラーなどの大規模な再エネ導入を行う場合、表裏一体で、開発（＝自然環境の損失）が生じる懸念がある。
- 自然環境の損失の懸念が少ない区域への誘導として、本市において再エネを促進できる区域は、工業地域及び工業専用地域がふさわしいと考えている。
- 工業地域および工業専用地域において、その土地や屋根への導入を想定しており、導入ポテンシャルの観点から太陽光を促進することがふさわしいと考える。
- 促進区域に関する設定事項（認定件数見込み等）について再整理

1. 促進区域（温対法）の設定について

（1）【前回】事務局からお示した内容

（参考）工業地域および工業専用地域



1. 促進区域（温対法）の設定について

（2）【前回】部会で出た主なご意見等

- 沿岸が多く、台風の際には、相当な波や風の影響を受けるエリアを促進区域とするのはいかがなものか。
- 工業地域・工業専用地域に限定していることが再生可能エネルギーの導入に後ろ向きな印象を受ける。
- ソーラーシェアリングや洋上風力など、できるところで、幅広く、多様なものが取り入れられるようにすべきではないか。
- 自然環境の損失を防ぐという観点は重要だが、それを理由に「これしかできない」といった結論を導き出すのは消極的で、いかがなものかと思う。
- 工業地域・工業専用地域で、太陽光発電設備を設置できる屋根は、ほぼ無いのではないか。その中で、敷地内に設置となると、どの程度のポテンシャルがあるのか。

1. 促進区域（温対法）の設定について

（3）パブリックコメント案に向けた事務局の考え

- 温対法の促進区域の制度主旨は、「環境に適正に配慮し、かつ、地域と共生し、また、地域に裨益する再エネ事業の導入を促進するもの」であり、再エネ導入を単に促すものではなく、環境配慮と地域との共生を考えることが前提となる。
- 本市における区域設定の考え方として、環境への適切な配慮及び事業活動の規模に準じ、一定程度の発電設備容量を見込むことができる観点から、工業地域及び工業専用地域を案としてお示ししたが、「再エネを促進する区域」とする以上、区域そのものの自然災害のリスクや、導入ポテンシャル等について、再考する必要がある。



- 今回の見直しにおいて、温対法の促進区域設定は見送ることとし、継続して審議することとしたい

2. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について

（1）【前回】事務局からお示した内容

- 再エネ促進という視点からは、設定することも考えられるが、環境部門のみで当該制度の設計を行うことは難しい。
- 景観や安全面など、様々な観点を考慮する必要があると考えるため、他都市の事例を注視し、建築及びまちづくりの部門と連携しながら、時間をかけ、慎重に検討したい。

（2）【前回】部会で出た主なご意見等

- 形態規制と、その緩和を行うことになるため、行政に強い信念がないと進めることは難しいのではないか。
- 制度設計をしたところで、広がらなければ意味がない。
- 形態規制の緩和が実現すれば、横須賀の土地の利用価値が上がることにつながるのではないか。

2. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について

（3）パブリックコメント案に向けた事務局の考え

- 形態規制の緩和にかかる要件や上限等について、環境部門での制度設計は困難である。
- また、仮に環境部門において、制度設計した場合でも、建築基準法関連事務を所管している課による運用となる想定だが、いまだ行政内部での調整が整わず、市の方向性をお示しできない。



- 今回の見直しにおいて、建築物省エネ法の促進区域設定は見送ることとし、継続して審議することとしたい

3. 指標・取り組みの見直しについて

(1) 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）

- 重点対策加速化事業費補助金制度と既存のエコポイントは併用不可だが、エコポイント事業は、「重点」の対象にならなかった案件の受け皿として機能しており、引き続き執行率が高い状況である。
- 市民向けの再エネ設備に対する助成制度が増設されたこととなったため、「重点」における計画値（見込み件数）を追加する
- 「重点」の見込み件数は、令和6年度～令和10年度の5年間で太陽光発電設備と蓄電池各380件を想定



- エコポイントによる助成件数…(1,000件)
- 「重点」の執行見込み件数……(760件) ※ 380×2
- 令和11年度末(計画期間満了時)で、1,760件を新たな目標とする

3. 指標・取り組みの見直しについて

(2) 藻場の保全活動対象面積

- 藻場保全事業（ウニ駆除・アイゴ駆除）を行っている活動区域や、藻場の再生・保全の取り組みを行う区域の面積を目標値（200ha）として設定している。
- 藻場を造成しても、食害や潮流の影響で定着しないことや、資金面や人手の面で課題が多いことなど、当初想定した以上に、藻場の再生や保全に関する取り組みが難しい状況。
- 別で開催された「横須賀市ブルーカーボン推進検討会」においても、同様の検討がなされ、現実的な数値へ置き替えることとしたい。



- 既存の指標である「藻場の保全活動対象面積 200ha」を取り下げ
- 令和11年度末(計画期間満了時)で「藻場の回復面積 3ha」とする
(藻場回復に取り組むエリア + アマモ等の植え付けに取り組むエリア)

3. 指標・取り組みの見直しについて

(3) 緑被率について

- 「緑被率と吸収源は直結しない」とのご指摘をいただいたが、里山に関する指標がないため、関連性が高いものを選択している。
- 横須賀市みどりの基本計画において掲げられている目標の「みどりの量の維持・向上」に関する指標からスライドして設定。
- 引き続き、関連計画と整合を図る。



- 現在、見直しを行っている「みどりの基本計画」における指標とリンクするよう、見直しを含め、検討したい。
⇒緑被率(みどりの総量)の指標が更新予定であることが示された
- その他、廃棄物に関する指標についても、先日(6/23開催)の第84回環境審議会で数値の見直しが示されたため、併せて、更新する

4. 区域施策編の削減目標について

(1) 国の動向

- 前々回の当部会（令和6年12月開催）時の状況は以下のとおり
 - 令和7年2月に、国連へのNDC（日本の削減目標）提出に向け、削減目標を含めた国の地球温暖化対策計画等の見直しを検討
 - これまでの削減目標である「2030年度46%削減」を延伸した、「2035年度60%削減」を案として提示。
削減目標の軌道修正（引き上げ）も含めて議論を継続していた

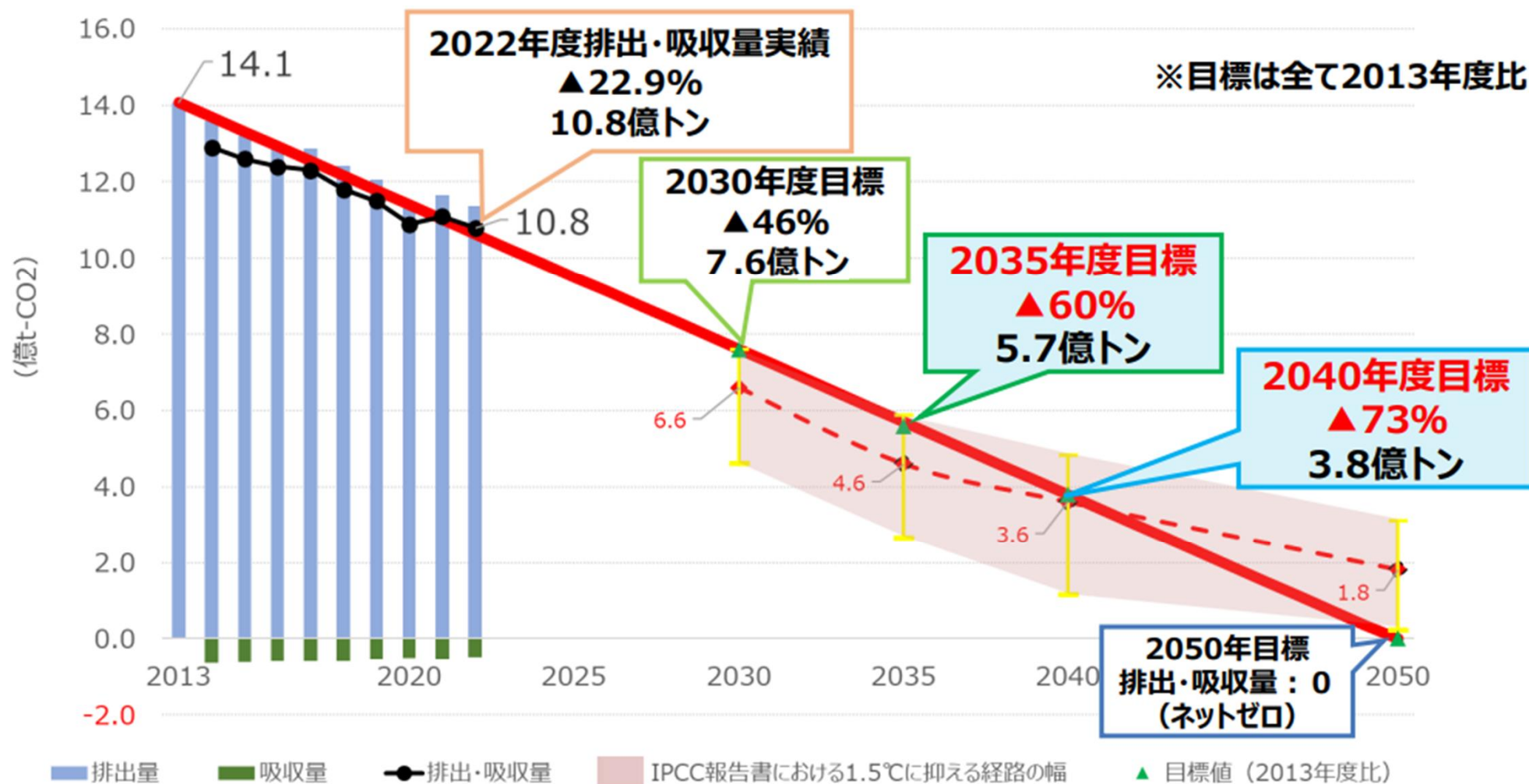


- 令和7年（2025年）2月18日、地球温暖化対策計画が閣議決定
 - 同日に2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、温室効果ガスを2035年度60%削減※、2040年度73%削減※を目指す新たな「日本のNDC（国が決定する貢献）」を、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局（UNFCCC）に提出

※2013年度比

4. 区域施策編の削減目標について

(1) 国の動向



出典：地球温暖化対策計画の概要（令和7年2月 内閣官房・環境省・経済産業省）より

4. 区域施策編の削減目標について

(2) 本市の状況

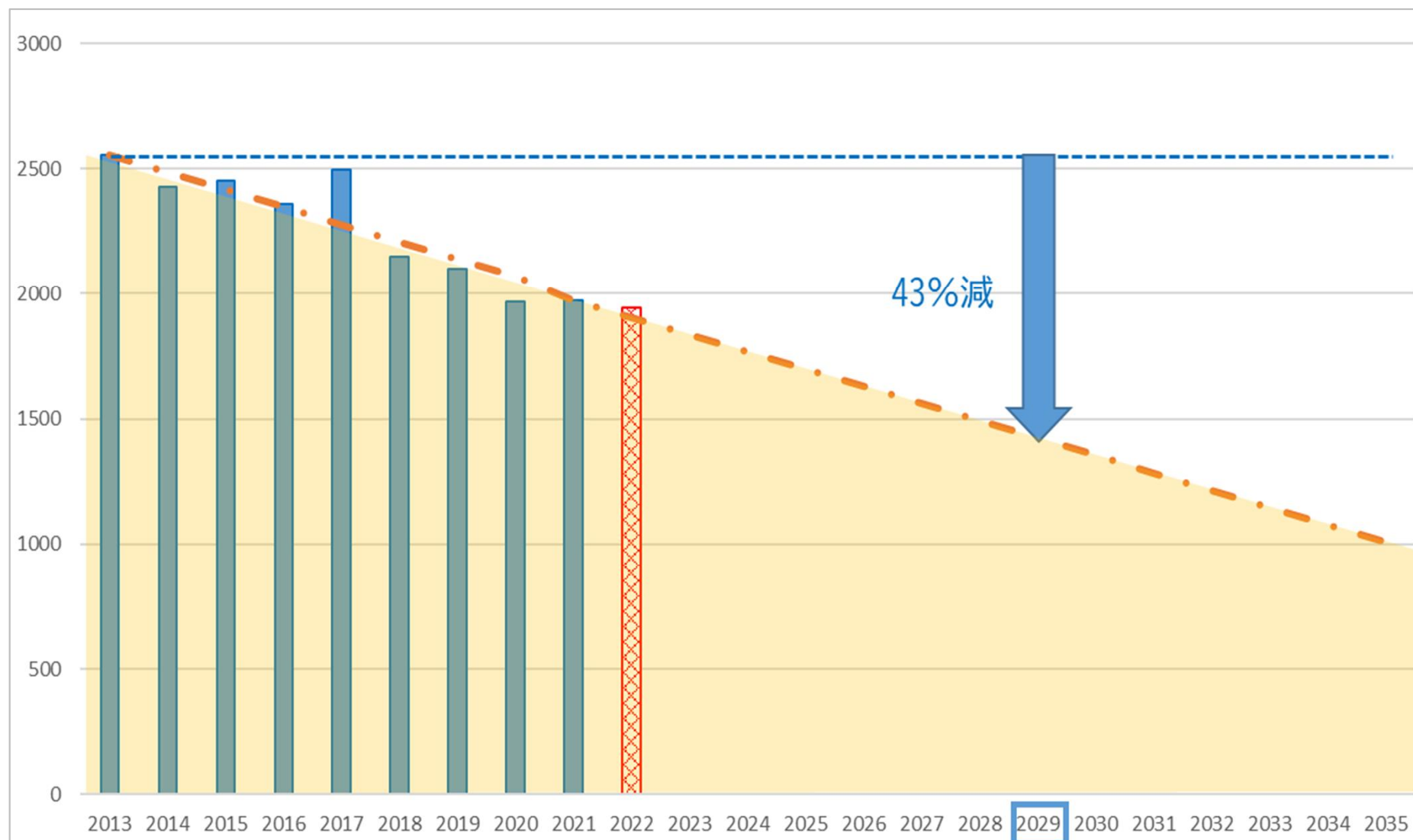
- 「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」の計画期間は、令和4年(2022年)度から令和11年(2029年)度までの8年間
- 区域施策編の削減目標は、基準年度(2013年度)比43%削減
- 市域の温室効果ガス排出量は、国や県の統計データを活用した「按分法」により算出
- 統計データを基にするため、当該年度の2年度前が最新値となる



- 最新値は、令和6年度に算定（令和4年度実績）
- 令和4年度の市域の温室効果ガス排出量は、1,944千トン（基準年度比23.9%削減）であり、削減傾向にある

4. 区域施策編の削減目標について

(2) 本市の状況



4. 区域施策編の削減目標について

(3) パブリックコメント案に向けた事務局の考え

- 令和4年度までの市域の温室効果ガス排出量は、削減傾向にある
- 「重点対策加速化事業補助」による市民・事業者への補助の実施
- ブルーカーボンを契機とした、4市1町での脱炭素施策の推進
- 今後、新たに民生部門をターゲットとした、脱炭素への意識、行動変容を促す啓発を実施予定



- 本計画の策定時には、実施を見込んでいなかった市域に対する施策を追加実施している
- 現状の2029年度▲43%(2030年度▲46% ※国と同じ)の削減目標を1年前倒しし、2029年度▲46%としたい

5. 今後のスケジュール（予定）

令和7年度	令和7年8月	● 第21回温暖化対策推進部会
	令和7年8月25日	● 第85回環境審議会 ◇ パブリック・コメント（PC）案
	令和7年10月	● 第86回環境審議会 ◇ パブリック・コメント（PC）手続
	令和7年12月	● 第87回環境審議会（答申） PC手続結果報告、計画見直し最終案
	令和8年3月	◇ 計画見直しを市議会への報告
令和8年度	令和8年4月	◇ 運用開始